

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2022 年度第 2 回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2023 年 3 月 13 日（月）15 時 00 分～16 時 40 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 20 名
(会議室出席 14 名) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、平野
宏一、板波英一郎、岩越 剛、蟹口昭宏、鈴木知美、西村栄作、
原 英郎、福山勝実、又平芳春
(Web 会議 Zoom システム出席 6 名) 阿南 久、泉澤勝弘、大野泰雄、小杉哲平、
清水 誠、多屋馨子
(欠 席) 駒村純一、森 伸夫、矢頭 徹
(会議室出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第 1 号議案 2023 年度事業計画（案）に関する件
第 2 号議案 2023 年度収支予算（案）に関する件
第 3 号議案 臨時評議員会の開催に関する件
その他 1. 定款第 23 条（議長）の改正（案）について
2. 役員（評議員）候補選出委員会規則の改正（案）について
3. 特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の動き
4. 消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策
5. 日健栄協トップセミナー（案）
6. （一社）日本健康食品認証制度協議会との協議について
業務執行状況報告
6. 会議の概要
冒頭で理事長の挨拶の後、本日の通常理事会は Web 会議 Zoom システム併用で開催
することとなり、出席した理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に
会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認
があった。
(1) 定足数の確認等
事務局長から出席者 20 名（協会会議室参加 14 名、Web 会議 Zoom システム参加 6

名)であり、定款第46条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第45条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第50条の規程に基づき、代表理事である矢島理事長及び出席した西本監事と松田監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

議長より第1号議案及び第2号議案については双方密接な関係があるので併せて諮るようにとの指示があった。

第1号議案 2023年度事業計画(案)に関する件

第2号議案 2023年度収支予算(案)に関する件

事務局長より2023年度の事業方針(案)について、続いて総務部長より事業別ごとの事業計画(案)についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

事務局長より2023年度の事業方針(案)について報告があった。報告によると2022年度から、日健栄協が考えるこれからの健康食品の体系図の概念、「いわゆる健康食品」から、「認定健康食品」、「機能性表示食品」、「特定保健用食品」、「疾病リスク低減トクホ」へとステップアップするという考え方の説明を、様々な機会をとらえて行ってきたところである。

一方では、健康食品用ハードカプセルの自主回収問題が起こるなど、健康食品の製造管理や品質確保の重要性についての再確認が求められており、これに対応できるように、2023年度は認証・認定3事業の更なる認知向上を進めるとともに、事業スキームや審査方法の見直しに取り組む。

新たな疾病リスク低減表示については、申請支援を実施している3事業者の申請が審査段階まで到達し得ているが、これら支援を通して得られた知見をもとに申請ガイドランスの作成を進めたいと考える。また、特定健診後の保健指導は、トクホが必要とされる対象者に直接説明するという機会であることから栄養士会の協力を得て、トクホ活用パンフレットを作成し、実施方法の検討を進める。

また、機能性表示食品の届出支援においては、ガイドライン改正に伴うPRISMA2020への対応について、事業者へ多様なアドバイスを開始するとともに、引き続き「研究レビューの作成代行」、「届出資料の事前点検」、「分野別専門相談」、「届出後の分析実施状況公開」等の支援を行うほか、広告表現の適正化に向けた「機能性表示食品広告審査会」の運営に取り組む。

特別用途食品については、特別用途食品制度の活用に関する研究会が中心となって提出した様々な制度見直しの要望を受け、消費者庁において制度拡充の検討が進められており、これに対応する申請マニュアルの作成や、制度普及・活性化につながる研修会の開催を企画する。

昨年から取り組んでいるフレイルの分野では、医療経済研究・社会保険福祉協会を中心に「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、今後は提言に基づく活動を推進する組織として設置される予定の「フレイル予防推進会議」に、食品表示の専門家として引き続き協力する。

総務部長より第1号議案 2023年度事業計画（案）について資料に基づき説明があった。

2023年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、「安全性自主点検認証事業」、「JHFA 認定事業」、「GMP 認証事業」の認証・認定3事業を行っている。2022年度は、「個別審査型 JHFA 制度」への取り組みを進めたほか「健康食品いろいろ相談室」で様々な相談への対応を行った。

認定健康食品(JHFA)マークに関する事業については、2023年度は「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上を目的に普及活動を進める。具体的には、規格基準型 JHFA 認定事業は、新規10件、更新31件、個別審査型 JHFA 認定事業は、新規5件を計画している。また、普及活動を拡充する。

GMP 製造所認定等に関する事業については、2023年度は「GMP 認証制度 Q&A」の改定の完成、「GMP 教育セミナー」、「GMP 導入勉強会」を継続して開催する。さらに、工場認定に関する事務局業務の効率化と GMP 認定に関わる各種規程類や関連文書の見直しを行う。「OEM 部会」は OEM 事業に関わる課題について、再度、課題抽出、テーマ設定を行い議論を進める。また、GMP 製品マークは審査内容や手順の見直しを行う。GMP 工場認定事業は、工場認定が、新規10工場、更新59工場、中間実地調査が、115工場予定している。GMP 製品マーク認証事業は、認証数は新規10件、継続131件を予定している。また、調査員会議の開催を行う。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2023年度は「平成17年通知」の改定に伴い安全性自主点検スキームの重要性について、再度周知を行い認証取得数増加を目指す。これに伴い、事業として認証スキームや評価方法等の見直しを検討する。認証事業が、新規2件、更新29件を予定している。

学術情報部関係では、健康食品相談業務（「健康食品相談室」）を実施する。2022年度より火・木の週2日の受付で実施しているが、2023年度は、「健康食品相談室」のホームページについて、実際の相談内容を活用した上でのQ&Aの改編など内容の充実を図る予定である。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、特定保健用食品の申請等の支援事業、トクホ技術部会活動の運営、普及啓発として「トクホごあんない」や技術部会活動報告書を作成し情報発信を行っている。特定保健用食品の申請支援は、制度の理解、申請書とその添付資料の作成、有効性と安全性試験の実施などに関し、情報提供や相談を行うを疾病リスク低減表示の申請に関しては、要件の不明確な部分を消費者庁と協議することも含めて支援を行う。疾病リスク低減表示の申請支援は、行政との事前協議を通じて、昨年度に新規申請4件を支援した結果、3件が審査に至った。申請書作成の過程及び今後の審査によって明らかになる情報を確認・整理し、申請ガイダンスに反映させる予定である。また、「特定保健用食品の開発・申請マニュアル」の改訂、特定保健用食品講習会及び説明会を実施する。技術部会活動の推進として、技術部会活動の運営、技術部会活動の取り組みを行う。また、普及啓発活動については、トクホごあんない2023年版の作成と活用で、特定保健用食品の普及ツールとして、栄養士や薬剤師などに使ってもらうほか、大学や栄養士養成機関にも配布予定である。技術部会により、日本栄養士会の協力を得てトクホの説明に用いるパンフレット（「トクホを活用してみませんか」）を作成した。保健指導時での利用を提案するため、学会等を通じて管理栄養士や保健指導機関に働きかけるほか、消費者教育ポータルサイトに掲載する予定である。また、許可と市場の動向調査を行う。

栄養食品部関係では、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動については、広告分科会は新規の分科会になるが、「病者用食品」を普及啓発するため、日本版の「メディカルフード」として愛称の使用や適正広告基準の検討を進める。個別評価型病者用食品分科会では、食事療法上の根拠の調査とか消費者庁発案により許可基準型「経口補水液」が新設予定で、一般食品から特別用途食品への切替を促すとともに、希望者による申請支援を行う。総合栄養食品分科会では、「サルコペニア用食品」許可基準案の作成を行う。えん下困難者用食品分科会では、シリーズ商品等の複数製品の一括申請の支援を行う予定である。連携事業として申請マニュアルの作成については、2023年度に大幅な制度拡充が予定されていることから、これまでの知見と改正通知に基づく申請マニュアルを作成する。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については、会員等からの相談依頼があれば対応する。

機能性食品部関係では、事業者の届出資料作成を支援する「届出支援事業」、
「分野別専門相談事業」、「届出資料事前点検事業」を、引き続き実施する予定である。また、「届出後の分析状況公表サイト」の運営、「届出資料作成の手引書セミナー」の開催を実施する。機能性表示食品の届出・広告相談事業については、2023 年度からの分野別専門相談では、ガイドライン改正に伴う PRISMA2020 への対応についてもアドバイスを積極的に行う。2023 年度の目標は、会員・一般合わせて 80 件としている。機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については、当協会は消費者庁より事前点検の適切団体として認定されている。2023 年度の目標は 40 件としている。広告部会の運営と広告審査会の開催の実施、届出後の分析状況公開サイトの運用について、2023 年度は公開事業者数 30 社、製品数 130 件を目標としている。機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施、会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発については、機能性表示食品届出資料作成の手引書も使用したセミナー等の開催を引き続き実施する。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業について、このところ新規投稿が途切れているので、2023 年度は新規投稿に向けての広報活動を積極的に行う。

公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係では、2023 年度の食品保健指導士講習会は多種多様な保健機能食品等が流通される市場において保健機能食品等に関して生活者に適切な情報が提供できるようになるよう内容を検討していく。食品保健指導士養成講習会を 2 回開催、受講修了者に対して修了評価認定試験を 2 回実施する。資格更新手続き、指導士フォローアップ事業を実施する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係では、2023 年度は新会員の獲得に努めるとともに、引き続き広告研究会及び広告審査会の開催運営と協議会会員からの相談に対応する。さらに、公正マークの活用促進とか、消費者にとって有益となる広告表示内容の拡大を疾病リスク低減表示を含めて検討して行きたい。公正取引協議会の運営については、総会の開催、運営委員会の開催を行う。公正競争規約及び施行規則等の運用として、広告審査会の開催、広告研究会の運営、開催、公正マークの審査、付与をして行く。普及、啓発、広報活動については、ホームページの運用を行う。指導、相談事業の実施、関係官公庁、主に消費者庁関係部局との連携活動を行う。

共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業については、2020年8月から「健康食品いろいろ相談室」を開設したが、今年度の相談件数は37件で、相談内容は多岐に渡っている。2023年度は新規入会や認定取得へ繋げるために認知向上を図って行きたい。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信について、国内外の有用・重要情報の収集をメルマガ形態で会員へ月2回の情報発信を継続して行っていく。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発信、ホームページへの情報掲載を実施する。普及・啓発活動としては、展示会への参加、ホームページの活用、報道への対応として、プレスリリース、メディア懇談会の開催を計画している。講演講師派遣や行政機関及び諸団体との連携強化を図っていく。

研修企画部関係では、「新人向け」と「中堅向け」のセミナーを2023年度も引き続きオンデマンド配信で開催する。これらの研修事業については、“健康食品業界 新人向けセミナー”の開催、これは入門コースと分野別の基礎講座に分けて開催する。また、中堅向け実務講座の開催、入門コースは企業向けのパッケージで提供できる用意がある。それから、「トップセミナー」の開催も行う。

九州支部関係では、九州支部研修会・セミナーの開催、普及啓発・広報活動については、この度九州支部の事務局員が交替となり、その職員は関係業界に顔が広いこともあり、沖縄を含めた九州地区において協会事業に関する広報活動を行い、新規会員の獲得や協会認定取得事業者の増を図るための活動を進める。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係では、賃貸事業として関係4団体への事務室賃貸等を行う。

収2 受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業として関係2団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画については、これは昨年に、医療経済研究・社会保険福祉協会を中心に「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、今後は活動を推進する組織として設置される予定の「フレイル予防推進会議」に、当協会

は食品表示の専門家として引き続き協力して行く。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビューの実施、2023 年度の目標は 2 件を予定している。

法人会計

総務部関係につて、法人組織の運營業務は、評議員会と理事会を 2 回開催、監事監査、2023 年度は評議員の改選があるので評議員候補選出委員会の開催を予定している。また、会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営、会計・人事・庶務・職員研修、九州支部の運営支援として総会や運営委員会を開催する。

事務局長より第 2 号議案 2023 年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

収支予算（案）については、経常収益は前年額より 1,428 万円余の減になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」は 2022 年度は 45 社の新規入会を見込んだ。2023 年度 38 社の入会を見込んだ。「受取会費」は、これにともない減少となっている。事業収益については、「JHFA マーク許可事業収益」は JHFA マーク減少により減となっている。また、「GMP 工場認定事業収益」は認定数の増加により増加となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、PRISMA2020 対応支援という新たな事業で収益増を見込んでいるが、相談事業・届出資料事前点検事業が減となることから事業としては減収となっている。「指導士養成事業収益」は受講者数の減少により減となっている。「講習会・セミナー事業収益」については、主に機能性表示食品関連のセミナー収益の増加により増加となっている。また、「機能性評価関連事業収益」については、研究レビューの減少により減となっている。

経常費用は前年額より、1,351 万円の減少となっている。前年対比の主な増減は、人件費関連で、「給料手当」と「臨時雇賃金」がともに減少となっている。主な要因は昨年度は出向対価を多く見込んでいたことによるものである。「会議費」は 2022 年度は新春賀詞交歓会の飲食代を計上していたが、2023 年度は賀詞交歓会を行わない予定であるため減少している。「消耗品費」については減少となっているが、2022 年度はテレワーク用のパソコンを「東京しごと財団」の補助金を受け購入したことによるものである。「支払手数料」については、2022 年度は消費者向けホームページの制作費を計上していたことや、2023 年度はセミナー等のウェブ配信にかかる費用を抑えたことにより減少している。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 23,659 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 6179 万円余、一般正味財産期末残高は 4 億 6181 万円余となり、指定正味財産 1 億円を合わせると、2023 年度の正味財産期末残高は 5 億 6181 万 4773 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計については、2 億 4059 万 286 円、公益目的事業計が 2 億 861 万 6276 円となっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、これを大きく超えて約 87%となっている。また、この公益目的事業計 2 億 861 万 6276 円が遊休財産額の上限額となるが、2022 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2485 万 651 円だったのでその適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で、第 1 号議案及び第 2 号議案を原案通り可決した。

第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2022 年度臨時評議員会を 2023 年 3 月 28 日（火）14 時 00 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、定款等の改正等及び本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

議案については以上であり、次に各担当部長より以下について資料に基づき説明があった。

1. 定款第 23 条（議長）の改正（案）について（総務部長）
2. 役員（評議員）候補選出委員会規則の改正（案）について（総務部長）

3. 特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の動き（特定保健用食品部長）
4. 消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策（機能性食品部長）
5. 日健栄協トップセミナー（案）（研修企画部長）
6. （一社）日本健康食品認証制度協議会との協議について（健康食品部長）

説明の後、議長がその他について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員に了承された。

○業務執行状況報告

議長より業務執行状況について報告説明の指示があり、副理事長、業務執行理事、常務理事の各業務執行理事から業務執行状況について報告があった。

副理事長： 私は協会の PR と会員獲得について活動を行ってきた。私は前職で、健康食品、サプリメント等を通販で販売する部署を立ち上げた経緯から、コールセンターを使う手法を導入させてもらった。協会の各事業部から出してもらった有望な名簿をコールセンターに渡し、それを基に架電で連絡し興味があるところに資料を送った結果、68 社の内 36 社のコンバージョンがあった。これはかなり高い確率である。この名簿を基に各担当部署で商談をしているところだが、今のところまだ入会には至っていない。しかし、問い合わせも何件か入っているので、今後、この 36 社に対し定期的に連絡を取りセミナー等の案内をするなど、会員獲得に積極的に努めて行きたい。

副理事長： 私は、会員サービスの企画、向上の業務を担当しているが、会員サービスをより向上させることが会員増に繋がっていくと考える。来年度事業の説明によると今年度からの継続事業が主であるが、健康食品部のサービスの中心は認定 3 事業で、これをいかに会員の方々に簡単、速やかに認証を取得してもらえるか、また、官公庁から出る情報をいかに速やかに会員の方々に分かりやすく届けられるか。昨今のコロナ禍の影響でひとつ良くなったのは、リモート対面で資料を共有しながら会議ができるようになった点でそれはサービスの向上なったと考えられる。また、事業者で自社で新人研修が出来ないところに対して、協会のいろいろな勉強会の案内をする、また、来年度はトップセミナーも予定しているとのことなので、そのような事業を会員は本より非会員の方々にサービスとして積極的に提供して、是非とも会員を増やしてもらいたいと思う。

副理事長： 私の担当業務は、両副理事長が言われた業務を実行していくこと

で、会員を増やし協会の財政基盤を強くしていくことである。例えば、事業において機能性食品部では届出支援事業が伸びている、これは事業者からのニーズが高いということである。先ほどの鈴木副理事長が言われた入会に関連する 36 社に対して、協会に入会すると機能性表示食品の届出をするときは安心して支援してもらえるとということや、届け出後の分析状況の公開サイトについて、公開した企業が何らかのメリットを受けることが出来るということをもとめてピーアール出来るようになれば会員が増えていくと考えるので、今後執行部で話し合って進めて行きたい。

業務執行理事： 私は、トクホを中心とした保健機能食品関連の担当業務だが、機能性表示食品の課題と対策で、令和 3 年度の消費者庁からの食品表示に関する消費者調査の結果、トクホや機能性表示食品について名前を知っている人は 50%と多いが、中身を十分に理解している人は 10～20%と少ない。そのような中で、現在理事長が行っている日本栄養士会とタッグを組んで対象となる方々の保健指導にパンフレットを使用し栄養士や保健指導機関に働きかける消費者教育の事業は、最終的には我々事業者のメリットにも繋がる。今後、消費者目線で実施する活動が、最終的には我々事業者にとっても活動が活発になるようなサイクルがで出来ればよいと考える。

常務理事： 私は内部的な管理業務を担当しているが、ここ数年皆様方からのアイデアで新たな事業を立ち上げ、始まったばかりでいろいろ課題もあるが何とか進めて行きたいと考えている。それについて必要なのはマンパワーで、現在各会員企業から出向や実務研修という形で支援をしてもらっている。今後も会員各社と連携を取りながらマンパワーの確保も含めて、会員会社の皆様の力になれるよう事業を進めていきたいと考える。

以上をもって本日の Web 会議 Zoom システムを併用した通常理事会は、終始異存なく審議を終了したので、16 時 40 分、議長は閉会を宣言し、解散した。